

入札参加資格審査申請書提出要領（測量・建設コンサルタント等）**新規用**

公益財団法人三重県建設技術センターでは、測量・建設コンサルタント等における入札参加資格審査の受付を実施します。入札参加資格の登録を希望する者は、本提出要領に基づき、申請してください。

1. 入札参加資格申請者の要件

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

なお、申請後に要件を満たさなくなった場合は、変更手続要領に基づき登録抹消の手続きをしてください。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 下記未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く）がないこと。
 - ① 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税
 - ② 消費税及び地方消費税
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 測量にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- (5) 建築設計にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること（但し、暖冷房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算、調査の部門を希望する場合はこの限りではない）。
- (6) 不動産鑑定にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていること。
- (7) 不動産登記手続にあつては、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定による登録又は司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条第1項による登録を受けていること、若しくはこれらの法律により設立を認められている者であること。

2. 入札参加資格審査の申請について

(1) 入札参加資格審査申請書について

「入札参加資格審査申請書」は、改めて登録内容を確認しますので、全ての項目を記載し、必要な書類を添付のうえ申請してください。

様式はホームページよりダウンロードしてご利用ください。

※様式ダウンロードホームページアドレス

<http://www.mie-kengi.or.jp/nyusatsusanka/dokuji>

(2) 申請にあたっての注意事項

① 本店又は支店等の登録申請について

本店での登録を希望する場合は、第B-2号様式の（12）に委任無と記載し（22）以降の登録内容を記載してください。（（13）～（21）の記載は必要ありません）

支店での登録を希望する場合は、第B-2号様式の（12）に委任有と記載し、以下第B-2号様式の（13）～（22）に支店登録内容を記載してください。

② 控え（コピー）について

申請内容や申請に必要な共通添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の写しを作成し、保管するようにしてください。

③ 誤字、脱字等の取扱いについて

申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただきます。

また、会社名、個人名等の文字が登録システム上変換できない場合については、対応可能な文字に置き換えさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 受付期間及び申請方法

(1) 申請方法

① 郵送

② 申請書類

共通添付書類等一覧（P 4）を参照のうえ、必要な書類を提出してください。

③ 郵送先（共通添付書類のみ）

〒514-0002 三重県津市島崎町56番地

（公財）三重県建設技術センター独自 入札参加資格登録 総務室 受付担当

TEL：059-229-5602 FAX：059-229-5617

④ 申請にあたっての注意事項

ア A4版フラットファイルでの提出

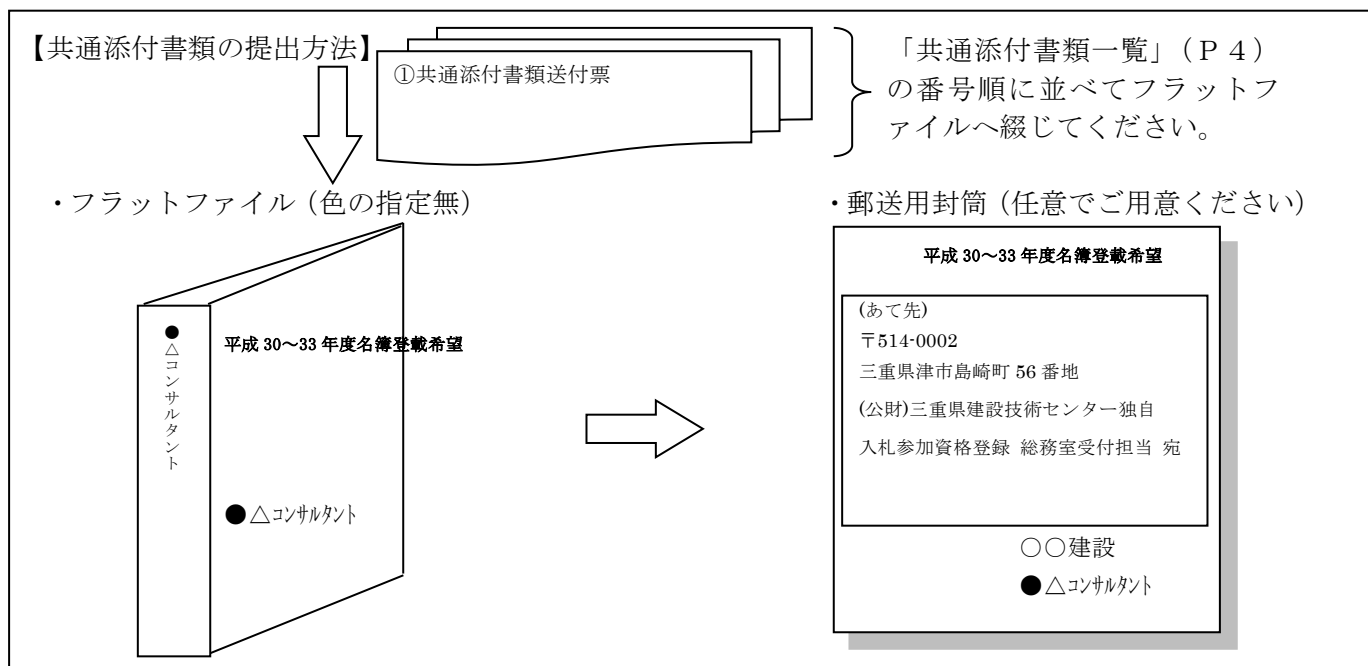
共通添付書類については、「共通添付書類等一覧」の番号順に、A4版フラットファイル（2つ穴）に綴じて提出してください（フラットファイルの色は指定していません）。

なお、フラットファイルの表紙及び背表紙に必ず業者名を記入するようお願いします。

また、封筒及びフラットファイルの表紙に必ず「平成30～33年度名簿登載希望」と記載をしてください。

イ 共通添付書類への会社名の記入

共通添付書類のうち、第B-2号、第B-5号については、各様式の右下に「会社名」を記入する欄がありますので、記入漏れがないよう注意してください。



4. 名簿登録後の手続きについて

登録内容に変更が生じた場合は、別で定める変更手続要領に基づき随時変更申請をしてください。
また、毎年決算等が終了しましたら、速やかに様式B-5号を提出してください。

共通添付書類等一覧（測量・建設コンサルタント等）

送付先（郵送のみ）：（公財）三重県建設技術センター 総務室

書 類 名	様式／発行	部数等	備 考
①共通添付書類送付票 （測量・建設コンサルタント等用）	—	1 部	
②入札参加資格審査申請書	第 B－1 号	1 部	押印（実印）のないものは受付できませんので注意してください。
	第 B－2 号	登録を希望する本店又は支店で必ず作成してください。	
③登記事項証明書又は身分証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	(1) 所轄法務局 (2) 市町村（本籍地）	1 部 （コピー可）	(1) 法人：履歴事項全部証明書 (2) 個人：市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書
④納税証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	(1) 国税に係る 納税証明書 （所轄税務署） (2) 三重県税の 納税確認書 （県税事務所）	各 1 部 （コピー可）	(1) 国税に係る納税証明書 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その 3） （法人：その 3 の 3、個人：その 3 の 2）の添付でも構いません。 (2) 三重県税の納税確認書 ※（2）については、 <u>三重県内に本店又は支店等を有し、三重県税の 納税義務がある場合のみ添付してください。</u>
⑤登録を証明する書類 （更新中の場合は、手続き中であ ることが確認できる書類を添 付してください）	各登録官署	1 部 （コピー可）	(1) 測量業者：測量法第 55 条による登録 (2) 建築士事務所：建築士法第 23 条による登録 (3) 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律第 22 条による登録 (4) 土地家屋調査士：土地家屋調査士法第 8 条による登録 (5) 司法書士：司法書士法第 8 条による登録 (6) 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第 2 条による登録 (7) 地質調査業者：地質調査業者登録規程第 2 条による登録 (8) 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規定第 2 条による登録 ※（6）～（8）は、国土交通省に備える登録簿に登録されている場合は提出 してください。
⑥印鑑（登録）証明書 （申請日以前 3 ヶ月以内の 証明日のものに限りです）	(1) 所轄法務局 (2) 市町村	1 部 （コピー可）	(1) 法人：所轄法務局の発行する印鑑証明書 (2) 個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書
⑦使用印鑑届（本店登録用）	第 B－3 号	1 部	本店で登録申請する場合に使用してください。
⑧委任状兼使用印鑑届 （委任先がある場合のみ使用 してください）	第 B－4 号	委任する 支店等ご とに提出	委任状部分：委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑（実印）を押 印してください。 使用印鑑部分：入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用 印欄に押印してください。
⑨測量等実績高確認調査	第 B－5 号	1 部 （コピー可）	新規に法人を開設した場合等で 1 年分の実績がない場合も営業収 入金額をゼロとして提出してください。

注：上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

注：登記事項証明書で資本金が確認できない法人にあっては、資本金が確認できる直近 1 年分の財務諸表の写しを添付してください。

登録にあたり必要となる資格（測量・建設コンサルタント等）

次の部門を希望する者は、それぞれ測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条、土地家屋調査士法第8条、司法書士法第8条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります（前記に係る登録を受けていない者は、当該業務の申請を希望することはできません。）。

業 種	部門名称	必要な証明書
510 測量	010 測量一般	測量業者登録証明書又は登録の通知
	020 地図の調整	
	030 航空測量	
520 建築関係 コンサルタント	010 建築一般	建築士事務所登録証明書又は登録の通知
	020 意匠	
	030 構造	
	070 建築積算	
560 その他	010 不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面
	020 不動産登記手続	土地家屋調査士であることを証する書面
		司法書士であることを証する書面

※不動産登記手続にあつては、土地家屋調査士であることを証する書面又は司法書士であることを証する書面のいずれかが必要となります。

希望業種コード表

業種 コード	業 種	部門 コード	部門名称	部門 コード	部門名称
510	測量	010	測量一般	020	地図の調整
		030	航空測量		
520	建築関係 コンサルタン ト	010	建築一般	020	意匠
		030	構造	040	暖冷房
		050	衛生	060	電気
		070	建築積算	080	機械設備積算
		090	電気設備積算	100	調査
530	土木関係 コンサルタン ト	010	土質及び基礎	020	鋼構造物及びコンクリート
		030	河川、砂防及び海岸・海洋	040	電力土木
		050	道路	060	トンネル
		070	施工計画、設備および積算	080	機械
		090	地質	100	造園
		110	港湾及び空港	120	鉄道
		130	上水道及び工業用水道	140	下水道
		150	農業土木	160	森林土木
		170	都市計画及び地方計画	180	廃棄物
		190	建設環境	200	電気電子
		210	水産土木		
540	地質調査	010	地質調査		
550	補償関係 コンサルタン ト	010	土地調査	020	土地評価
		030	物件	040	機械工作物
		050	営業・特殊補償	060	事業損失
		070	補償関連		
560	その他	010	不動産鑑定	020	不動産登記手続
		030	その他（環境調査等）		

注：「業種コード560その他 部門コード030その他（環境調査等）」は三重県及び四日市港管理組合には登録できません。